

## 議 会 運 営 委 員 会

令和5年8月23日（水）

午前9時30分

第2委員会室

### 議 題

- 1 令和5年第4回（9月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 尾張旭市議会基本条例の検証及び見直しについて
- 3 尾張旭市議会議員の請負の状況の公表について
- 4 委員会のライブ中継・録画配信について
- 5 その他

## 配付資料一覧

### 【議題1 資料】

- 1 令和5年第4回（9月）尾張旭市議会定例会日程（案）
- 2 議事日程（案）第1日目、第2日目以降
- 3 令和5年第4回（9月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧、議案等の概要
- 4 学校給食費無料化を求める請願
- 5 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書
- 6 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
- 7 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
- 8 私立高校生の保護者負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために尾張旭市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書
- 9 「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書採択に関する陳情書

### 【議題2 資料】

- 10 尾張旭市議会基本条例評価シート（案）（取りまとめ結果）

### 【議題3 資料】

- 11 尾張旭市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について（案）
- 12 ○○市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）

### 【議題4 資料】

- 13 委員会のライブ中継・録画配信の試行について

### 【議題5 資料】

なし

# 令和5年第4回（9月）尾張旭市議会定例会日程（案）

（会期29日間）

開 催 日	曜 日	開 議 時 間	会 議 名	日 程 等	
第1日	8月31日	木	午前9時30分	本 会 議	議会運営委員長報告 1 会議録署名者の指名 2 諸報告 3 会期の決定 4 委員会の所管事務調査報告の件 5 第35号議案から第46号議案まで 上程、提案理由の説明 6 同意案第17号 上程、提案理由の説明 7 認定第1号から認定第8号まで 上程、提案理由の説明
第2日	9月1日	金		休 会	
第3日	9月2日	土		〃	
第4日	9月3日	日		〃	
第5日	9月4日	月		〃	
第6日	9月5日	火		〃	
第7日	9月6日	水	午前9時30分	本 会 議	1 一般質問 2 議案質疑 3 議案の討論、採決又は委員会付託 4 請願・陳情
第8日	9月7日	木	〃	〃	
第9日	9月8日	金	〃	〃	
			本会議終了後	予算決算特別委員会 (全体会)	総括説明及び人件費予算の説明（一般会計のみ） 各分科会への割り振り
第10日	9月9日	土		休 会	
第11日	9月10日	日		〃	
第12日	9月11日	月		〃	
第13日	9月12日	火		〃	
第14日	9月13日	水		〃	
第15日	9月14日	木	午前9時30分	福祉文教委員会	付託議案等の審査
			福祉文教委員会 終了後	予算決算特別委員会 福祉文教分科会	付託議案の審査
第16日	9月15日	金	午前9時30分	都市環境委員会	付託議案等の審査
			都市環境委員会 終了後	予算決算特別委員会 都市環境分科会	付託議案の審査
第17日	9月16日	土		休 会	
第18日	9月17日	日		〃	
第19日	9月18日	月		〃	
第20日	9月19日	火	午前9時30分	総務委員会	付託議案等の審査
			総務委員会 終了後	予算決算特別委員会 総務分科会	付託議案の審査
第21日	9月20日	水		福祉文教分科会予備日	
第22日	9月21日	木		都市環境分科会予備日	
第23日	9月22日	金		総務分科会予備日	
第24日	9月23日	土		休 会	
第25日	9月24日	日		〃	
第26日	9月25日	月		〃	（予定：午前9時30分 各派代表者会）
第27日	9月26日	火	午前9時30分	予算決算特別委員会 (全体会)	各分科会会長審査報告及び報告に対する質疑 討論、採決
第28日	9月27日	水	〃	議会運営委員会	
			議会運営委員会 終了後	議会みらい創造 特別委員会	
第29日	9月28日	木	午前9時30分	本 会 議	議会運営委員長報告 1 諸報告 2 委員会の所管事務調査報告の件 3 委員長報告及び報告に対する質疑 4 付託議案等の討論、採決

※ 委員会等の開催は予定であり、変更となる場合があります。

## 議事日程（案）第1日目

## 議会運営委員長報告

- 第 1 会議録署名者の指名  
（ 安田 吉宏 議員 ）  
（ 若杉たかし 議員 ）
- 第 2 諸報告  
（1）議長報告  
（2）市長報告
- 第 3 会期の決定  
（会期 29 日間）
- 第 4 委員会の所管事務調査報告の件  
議会運営委員会
- 第 5 第35号議案から第46号議案まで  
上程、提案理由の説明
- 第 6 同意案第17号  
上程、提案理由の説明
- 第 7 認定第1号から認定第8号まで  
上程、提案理由の説明

## 議事日程（案）第2日目以降

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案質疑
- 第 3 議案の討論、採決又は委員会付託
- 第 4 請願・陳情

## 令和5年第4回（9月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧

## 1 議案（12件）

番号	件名
第35号議案	令和5年度尾張旭市一般会計補正予算（第3号）
第36号議案	令和5年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第37号議案	令和5年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計補正予算（第1号）
第38号議案	令和5年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第1号）
第39号議案	令和5年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第40号議案	令和5年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
第41号議案	尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第42号議案	尾張旭市火災予防条例の一部改正について
第43号議案	尾張旭市営バス車両の取得について
第44号議案	尾張旭市立稲葉保育園の指定管理者の指定について
第45号議案	尾張旭市立はんのき保育園の指定管理者の指定について
第46号議案	和解及び損害賠償の額の決定について

## 2 同意案（1件）

番号	件名
同意案第17号	教育委員会委員の任命について

## 3 認定（8件）

番号	件名
認定第1号	令和4年度尾張旭市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和4年度尾張旭市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和4年度尾張旭市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和4年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和4年度尾張旭市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	令和4年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	令和4年度尾張旭市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
認定第8号	令和4年度尾張旭市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

## 議案等の概要

### 1 議案（12件）

#### 第35号議案 令和5年度尾張旭市一般会計補正予算（第3号）（財政課）

（単位 千円）

補正前額	27,433,606	補正額	921,732	補正後額	28,355,338
主な歳入	・繰入金 財政調整基金繰入金				△70,000
	・繰越金				835,004
	・諸収入 後期高齢者医療療養給付費負担金返還金				47,916
	・市債 消防車両購入事業				93,000
主な歳出	・財政調整基金積立金				446,262
	・国県支出金等返納金				250,000
	・消防車両購入事業				100,000
	・修繕料（小・中学校）				37,000
	・チャレンジ事業（14件）				8,563
繰越明許費補正 14件、債務負担行為補正 3件、地方債補正 1件					

#### 第36号議案 令和5年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

（保険医療課）

（単位 千円）

補正前額	7,068,000	補正額	12,635	補正後額	7,080,635
歳入	・繰越金				△22,365
	・繰入金				35,000
歳出	・国民健康保険事業費納付金				12,677
	・予備費				△42

#### 第37号議案 令和5年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計補正予算（第1号）（環境課）

（単位 千円）

補正前額	36,700	補正額	567	補正後額	37,267
歳入	・繰越金				567
歳出	・予備費				567

第38号議案 令和5年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第1号）（長寿課）

（単位 千円）

補正前額	6,023,000	補正額	96,882	補正後額	6,119,882
主な歳入	・繰越金				86,636
主な歳出	・基金積立金 ・諸支出金				67,996 26,984

第39号議案 令和5年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

（保険医療課）

（単位 千円）

補正前額	1,482,000	補正額	6,341	補正後額	1,488,341
歳入	・繰越金				6,341
歳出	・後期高齢者医療広域連合納付金 ・予備費				6,510 △169

第40号議案 令和5年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第1号）（経営政策課）

（単位 千円）

資本的収入	補正前額	1,391,905	補正額	0	補正後額	1,391,905
収入	・補助金 ・企業債				△34,300 34,300	

**第 4 1 号議案 尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について**  
(文化スポーツ課)

尾張旭市城山テニスコートの使用時間を拡大するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 5 年 1 0 月 1 日

**第 4 2 号議案 尾張旭市火災予防条例の一部改正について (予防課)**

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 1 月 1 日

**第 4 3 号議案 尾張旭市営バス車両の取得について (都市計画課)**

尾張旭市営バス車両を取得するため、尾張旭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

**第 4 4 号議案 尾張旭市立稲葉保育園の指定管理者の指定について (こども未来課)**

尾張旭市立稲葉保育園の管理を行わせる団体として、学校法人菊武学園を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 1 6 年 3 月 3 1 日 (1 0 年間)

**第 4 5 号議案 尾張旭市立はんのき保育園の指定管理者の指定について (こども未来課)**

尾張旭市立はんのき保育園の管理を行わせる団体として、社会福祉法人オールフェアリーを指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 1 6 年 3 月 3 1 日 (1 0 年間)

**第 4 6 号議案 和解及び損害賠償の額の決定について (土木管理課)**

道路管理に係る物損事故について和解し、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

損害賠償額 1, 2 6 0, 0 0 0 円



## 2 同意案（1件）

### 同意案第17号 教育委員会委員の任命について（人事課）

令和5年9月30日で任期満了となる教育委員会委員 伊藤 智成 氏の後任として 戸原 弘二 氏を新たに任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

## 3 認定（8件）

一般会計、特別会計及び企業会計における令和4年度決算の認定等

認定第1号 令和4年度尾張旭市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和4年度尾張旭市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和4年度尾張旭市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和4年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和4年度尾張旭市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和4年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和4年度尾張旭市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

認定第8号 令和4年度尾張旭市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

---

## <市長報告（1件）>

### 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（財政課）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告を行う。

2023年8月22日

4

尾張旭市議会議会議長 丸山幸子様

# 学校給食費無料化を求める請願

請願者 学校給食無料化をめざす会

代表 湯口 阿由子

尾張旭市狩宿町一丁目107番地3

紹介議員

川村 つよし  
神原 利宏

## 【請願趣旨】

1ヶ月のメニューを見て学校に行くのが楽しくなるなど、子どもたちは給食が大好きです。安全で質の高い給食は子どもたちの命と健康、身体づくりに直接結びつき、子どもたちの健やかな成長にとって欠かすことができません。しかし、「給食費が無料になればかなり助かります」「おカネへの不安が大きく子どもを育てられるか不安です」と言った市民の声があります。

この間、消費税の10%への増税、長期に賃金が上がらない中での物価の高騰、さらに新型コロナウイルスの感染拡大による所得の激減など、家計の圧迫が続いています。苦しい家計を助けるために、政府に臨時交付金を活用し尾張旭市では、材料費1割を上限に公費負担し、給食費の値上げを抑えています。一方、県内に眼を転じてみれば、3カ月間とか6カ月間とか、時限的に学校給食の無償化が実施され、住民から喜ばれています。

「食育」と言われるように学校給食は教育の一環です。憲法26条は、「義務教育はこれを無償とする」と定めており、本来、小中学校の給食費は無償であるべきです。学校給食法は材料費を保護者の負担と定めていますが、岸田首相は国会答弁で「保護者が負担する学校給食費を、自治体等が補助することを妨げるものではない」「自治体において適切に判断すべきもの」と述べています。学校給食法を理由に無料化を拒否する理由は崩れています。

いまこそ、本市も学校給食費の無料化することを求めます。

## 【要請項目】

1、小中学校の学校給食費を無料にすること



令和5年 7月 7日

尾張旭市議会

議長 丸山 幸子 殿

代表者氏名 尾張旭市教員組合  
執行委員長 高橋 宏  
代表者住所 尾張旭市下井町前の上160

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費  
国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

貴職におかれましては、日々、教育の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

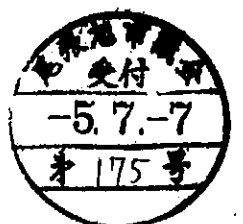
さて、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。本年度も、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員数改善が盛り込まれました。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級は、保護者・県民からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項について陳情いたします。

陳 情 事 項

- 1、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。
- 2、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。



## 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度も、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和五年 月 日

尾張旭市議会

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
文部科学大臣  
財務大臣  
総務大臣 宛

# 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

日頃は、私学助成の拡充と私学振興に対して、格別のご配慮をいただき、心より感謝申し上げます。  
この度、国に対して、私学助成の拡充に関する意見書を採択していただきたく存じます。格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 《陳情事項》

国に対し、地方自治法第99条により、次の点を内容とする「意見書」を提出して下さい。

- ① 保護者負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充すること
- ② 国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図ること

## 《陳情趣旨》

全国の私学関係者、国会議員、各自治体の議会関係者をはじめ、幅広い皆様のご尽力により、今年度の国の私学関係予算では、経常費助成の国基準単価を高校生一人当たり4,117円増額していただくことができました。

また、私立高校に子どもを通わせる家庭に対する「就学支援金」は、年収590万円未満世帯まで私立高校の平均授業料を無償化する額に引き上げられ、愛知県においては、国の「就学支援金」の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができました。

しかし、年収910万円未満が無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と比べて、私立高校の約半数の家庭には、依然として大きな学費負担が残されています。

私学も公立と同じ公教育です。学費の「公私格差是正」「教育の公平」は、全ての子どもと保護者の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は、益々重要になっています。

また、財政の不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を、来年度も引き続き拡充していただくことが求められます。

「いじめ」や「不登校」などの社会問題に加え、文科省も「生きる力」「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」を提唱し、今や「教育改革は待ったなし」と言われています。このような時こそ、私学は人々の期待に応え、建学の精神に基づく自由な公教育機関として、その役割を発揮していかなければなりません。そのためには、私学助成の拡充によって学費と教育条件の公私格差を抜本的に是正し、「私学選択の自由」を実現していくことが不可欠です。

貴職に置かれましては、以上の趣旨を深くご理解いただき、上記の項目につきまして、国に対して意見書を提出いただけますよう、切にお願い申し上げます。

令和5年 8月 2日

代表

住所 愛知県尾張旭市西大道町前田37-22-4

氏名 住田 矩子

取り扱い団体

私学をよくする愛知父母懇談会

会長 日比野 久

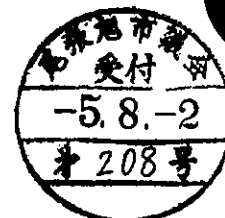
愛知私学助成をすすめる会

会長 寺田 京子

尾張旭市議会

議長 丸山 幸子

殿



## 国の私学助成の拡充に関する意見書

9

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和2年度から、年収590万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この間、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校生と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、約90%が進学する高校教育において、「学費の公私格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと保護者の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、保護者負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。

令和5年 月 日

尾張旭市議会

議長

内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣 宛

# 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

日頃は、私学助成の拡充と私学振興に対して、格別のご配慮をいただき、心より感謝申し上げます。

この度、愛知県に対して、私学助成の拡充に関する意見書を採択していただきたく存じます。格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 《陳情事項》

一、県に対し、地方自治法第99条により、次の点を内容とする「意見書」を提出してください。

『教育の公平』を実現し、『私学選択の自由』を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施すること。

## 《陳情趣旨》

愛知県では、「公私両輪体制」「公私格差是正」という基本方針のもと、私学助成を県の最重点施策と位置付け、学校への経常費助成と保護者への授業料助成を両輪に各種の助成策が推進され、令和2年度以降、国の就学支援金の増額分を全額加算して、私学に通う生徒の半数が対象となる年収720万円未満世帯まで、入学金も含めて私学の授業料が無償化されました。

しかし、公立高校生は年収910万円まで無償化されていますが、令和2年度以降に無償化されたのは年収720万円未満世帯にとどまり、年収720万円以上世帯の私立高校生の初年度納付金は、県の補助を差し引いても、年収720万円～840万円世帯（乙ランク：授業料と入学金の1/2補助）で約35万円、年収840万円～910万円世帯（国の就学支援金118,000円補助）で約54万円という大きな負担が残されたままです。

私学も公教育の場であり、そこで学ぶ県下の1/3の生徒は、公立と同じ高校生です。県の基本方針である「公私両輪」「公私連携」に照らせば、「全ての子どもが私立をも自由に選択できる」ことが大前提であり、「教育の公平」「公私格差の解消」はその根幹です。

貴職におかれましては、以上の趣旨を深くご理解いただき、上記の項目につきまして、格別のご配慮を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

令和5年 8月 2日

代表

住所 愛知県尾張旭市西大道町前田3722-4

氏名 住田 智子 ●

取り扱い団体

私学をよくする愛知父母懇談会

会長 日比野 久 ●

愛知私学助成をすすめる会

会長 寺田 京子 ●

尾張旭市議会

議長

丸山 幸子

殿



## 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、保護者負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。

とりわけ愛知県においては、令和2年度以降、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収720万未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子どもたちの「私学選択の自由」は大きく広がった。

しかし、年収910万円まで無償化されている公立高校生に対して、年収720万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても、初年度納付金で、年収720万円～840万円世帯（乙ランク：授業料と入学金の1/2補助）は約35万円、年収840万円～910万円世帯（国の就学支援金118,000円補助）は約54万円という大きな負担が残されており、学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。

県の基本方針である「公私両輪」「公私連携」に照らせば、「全ての子どもが私立も自由に選択できる」ことが大前提であり、「公私格差の解消」はその根幹である。

よって当議会は、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

令和5年 月 日

尾張旭市議会

議長

愛知県知事 大村 秀章 殿



私立高校生の保護者負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために  
尾張旭市独自の授業料助成制度の拡充を求める

陳 情 書

《陳情事項》

「教育の機会均等」の理念にもとづき、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、私立高校生に対する授業料助成制度を維持し、拡充してください。

《陳情の趣旨》

日頃より、私学教育へのご理解とご支援を賜り、とりわけ、私立高校生に対して独自の授業料助成を実施いただいておりますことに心より感謝申し上げます。

愛知県では、高校生の3人に1人が私学に学び、私学は公立高校と同じく「公教育」の場として大きな役割を担っています。

国は「年収590万未満世帯の授業料実質無償化」を実施し、愛知県では、国による就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円まで授業料と入学金を無償化し、私学で学ぶ生徒の約半数の世帯まで無償化されました。

しかし、公立高校は年収910万円未満まで無償化されていますが、私学は年収720万～840万円未満の世帯（県「乙」ランク）でも初年度納付金で約35万円、年収910万円未満の世帯（県「その他」ランク）では約54万円という大きな学費負担が残されています。夫婦合算で年収1000万円前後までの世帯であれば、子どもが二人以上いれば、学費の心配をせずに自由に私学を選べる状況ではありません。

また、無償化された年収720万円未満世帯でも、「施設設備費等」は無償化の対象にならず、年間約3万円の負担が残っています。

私学助成については、国はもとより、高校以下の教育に直接責任を負う県の役割は重大ですが、「保護者負担の公私格差」が未だ抜本的な解決に至っていない実情を踏まえ、「すべての子どもが、親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利」を保障し、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、尾張旭市独自の授業料助成制度を拡充していただきますようお願い申し上げます。

令和5年 8 月 2 日

代表

住 所 愛知県尾張旭市西大道町前田3722-4

氏 名 住 田 智 子

取り扱い団体

私学をよくする愛知父母懇談会

会 長 日比野 久

愛知私学助成をすすめる会

会 長 寺田 京子

尾張旭市議会

議 長 丸 山 幸 子 殿



令和5年8月10日

尾張旭市議会

議長 丸山 幸子 様

- 陳情者代表
- 堀田誠三 尾張旭市桜ヶ丘町3丁目84番地
  - 倉元孝幸 尾張旭市緑町緑ヶ丘100-185
  - 大島卓郎 尾張旭市旭立町山の手2-40
  - 藤本詔子 尾張旭市北原山町鳴湫1695-18
  - 渡辺勲 尾張旭市霞ヶ丘町中202-3
  - 雪吹雅則 尾張旭市新居町下切戸1263-41
  - 林 宏 尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘5668-32
  - 林明子 尾張旭市三郷町陶楽55-3
  - 若杉千秋 尾張旭市向町2-4-11
  - 三浦古子 尾張旭市向町1-11-10
  - 松原八壽雄 尾張旭市西の野町2-154
  - 澤田敏一郎 同市南新町中火母3
  - 沢田小江 同市南新町中火母3
  - 澤田恒平 同市南新町中火母1-115
  - 萩原 正 狩倉新町2073
  - 堀之内成臣 北原山町防摩屋敷1373-15
  - 渡辺 みのり 霞ヶ丘町中202-3
  - 永谷節子 尾張旭市大平町一ノ曾1528-1
  - 長瀬寿子 尾張旭市城山町三ツ池6187-10

城山喜男	尾張旭市東栄町四丁目1番地4
名和章	尾張旭市東大久手町2丁目6番地17
長岡啓一	尾張旭市柏井町公園通574
古賀正敏	尾張旭市大久手町上切F1148-4
高木幸一	尾張旭市十和町旭9506855
光成仁志	尾張旭市東栄町二丁目8番地11
下園博	尾張旭市東栄町二丁目6-13
磯部庄司	尾張旭市城山町三丁目60735
福岡勝行	尾張旭市柏井町公園通129
筒井洋	尾張旭市東栄町四丁目4番地4
立川元継	尾張旭市平子町中通283
立川正世	尾張旭市平子町中通283
横井智香子	尾張旭市東栄町1-13-12
多川光和	尾張旭市東栄町四丁目8番地3
山内一行	尾張旭市旭ヶ丘町森36番地1
三宅仁雄	尾張旭市向町2-4-12
岩田善保	尾張旭市瀬戸川町1~29
清洲康友	尾張旭市大久手町1-13-1
後藤文俊	尾張旭市比原町鳴瀬1726-1 2-803

藤崎俊子 尾張旭市桜ヶ丘町3丁目108番地  
サニクスあすの3-F

湯口阿由子 尾張旭市狩宿町一丁目107番地3

丸山美代子 尾張旭市東栄町4-6-4, 1-1304

塚本美幸 尾張旭市鞆西町2丁目7の1

成木敏子 尾張旭市城山町城山11-3

佐藤啓子 尾張旭市桜ヶ丘町3-108  
サニクスあすの6E

浅香宏子 尾張旭市緑町緑100-100

白石公子 尾張旭市鞆町4-1-7アビル三郷801

梅田恒子 瀬戸市西山町2-51

渡邊純江 尾張旭市城山町三丁目20592

児塚和子 尾張旭市  
桜ヶ丘 3-139

豊谷順子 尾張旭市桜ヶ丘町3-102

中村菊枝 尾張旭市平子町西8

中村春男 尾張旭市平子町西8番地

石井拓児 尾張旭市梅ヶ丘町2-160

水野順子 尾張旭市旭前町6-5-3

浅見清子 尾張旭市桜ヶ丘町3-103

藤崎映幸 尾張旭市桜ヶ丘町3-108

野口節子 尾張旭市新居町下切戸  
1252-8

田中道代 尾張旭市桜ヶ丘町  
3-54

久保光雄 尾張旭市晴丘町池上68-3  
石川直新 尾張旭市北本旭5-12  
向井治男 尾張旭市庄南町3-2-14  
小川定郎 尾張旭市旭前町5-7-3  
原 淳彦 尾張旭市晴丘町東121  
磯貝かつ子 尾張旭市東栄町4-6-17  
三郷パークマンション804

## 「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書採択に関する陳情書

### 1 陳情の趣旨

尾張旭市市議会におかれましては、日頃より、市民生活の向上と発展のため、ご尽力いただいていることに敬意を表します。

市議会は平成23年(2011年)、「非核平和都市宣言」を全会一致で議決されました。宣言には「唯一の戦争被爆国に住む私たちは、二度と悲劇を繰り返さないよう『核兵器のない世界』の実現に向けて、国際社会に働きかけていかなければなりません」とうたっています。平成29年(2017年)には国連で、「最上位の国際的な公益である核兵器のない世界を達成し及び維持すること」を目標とする「核兵器禁止条約」が122カ国の賛成を得て採択され、令和3年(2021年)1月22日には国際法として発効しました。

尾張旭市の「非核平和都市宣言」は「核兵器禁止条約」の趣旨を先取りするものであり、この点、私ども市民の誇りとするところです。

本年5月には、G7サミットが被爆地広島で開催されました。その成果について広島の7つの被爆者団体が共同で「核兵器廃絶の展望が見えず、期待にほど遠いものだった」とする声明を発表しました。被爆者の願いにこたえ、人類がさらされている核兵器による威嚇と核使用の危機から脱出するためには、核戦争の可能性そのものを消滅させなければなりません。今や核兵器禁止条約の現実的意義がいっそう明確になっています。私どもはこの条約がより実効性の高いものとなり、一刻も早い核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会が歩みを進めていくことを強く願うものです。

尾張旭市では市政のなかで、広島での平和記念式典への参列、被爆体験「語り部」講演会の開催、市役所ロビーでのヒロシマ・ナガサキ原爆ポスター展示など、非核平和への取組が積極的におこなわれています。またさまざまな市民による非核平和を目指す活動も盛んです。このような動向を基礎に、「国際社会に働きかけて」いくため、市議会が「核兵器禁止条約」への署名・批准をもとめる意見書を採択され、政府ならびに国会にその意見書をご提出くださるようお願い申し上げます。

### 2 陳情の項目

「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により政府(内閣総理大臣、外務大臣)ならびに国会(衆議院議長、参議院議長)に提出してください。



## 核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書（案）

被爆者の「世界の誰にも二度とこの体験をさせてはならない」という長年にわたって発信してきた強い訴えが国際社会を動かし、令和3年（2021年）1月22日、核兵器禁止条約が発効しました。この条約は、史上初めて核兵器が全面的に禁止されるべき対象であることを明確にする根本規範です。のみならず、ロシア連邦によるウクライナ侵攻のなか、人類が核兵器による威嚇と核使用の危機にさらされている現在、核戦争の可能性を消滅させるものとしての核兵器禁止条約の現実的意義が明確になっています。私どもはこの条約がより実効性の高いものとなり、一刻も早い核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会が歩みを進めていくことを強く願っています。

昨年8月におこなわれた第10回核不拡散条約（NPT）再検討会議で、グテーレス国連事務総長は、広島と長崎の惨禍を忘れ去ることに警告を発し、「核兵器の廃絶が唯一、二度と使用されないことの保証となる」と述べました。けれども本年5月に開催されたG7広島サミットの声明は核兵器廃絶への展望を示さず、被爆者は失望の声をあげています。核兵器廃絶へと一歩踏み出すためには、NPTの趣旨を踏まえて核軍縮論議を着実に前進させつつ、同時に核兵器禁止条約にも核保有国やその同盟国を始め多くの国が参加し、条約の効果的な運用と発展に向けた議論が行われることが極めて重要です。日本政府がその議論に加わることは、被爆者の切なる願いと被爆の実相を踏まえた対応となるだけでなく、核保有国と非核保有国との分断を解消し、核兵器廃絶に向けた議論の共通の基盤を形成するための橋渡し役を果たすことにもなると考えます。

よって、日本政府に対し、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約への署名・批准をおこなうよう強く求めるとともに、世界の多くの人々の期待に応えて、核兵器のない世界に向けて国際的な役割を果たしていくことを切に要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年 月 日

愛知県尾張旭市議会

### 提出先

内閣総理大臣  
外務大臣  
衆議院議長  
参議院議長

尾張旭市議会基本条例評価シート（案）

評価	A：概ねできている。	B：ある程度できている。
	C：あまりできていない。	D：まったくできていない。 ー：対象外

第1章 総則

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、尾張旭市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則を明らかにするとともに、市民と議会との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>令 ー</p> <p>市 □</p> <p>公 条文に従い、取り組んでいる。</p> <p>共 ー</p> <p>維 活動原則は明らかにされている。</p>	<p>令 ー</p> <p>市 □</p> <p>公 □</p> <p>共 市民の負託に的確に応え・・・とあるが、評価は難しいところだと思える。不満を持つ市民から見ると、不足があるであろう。</p> <p>維 議会機能の強化には今後さらなる努力が必要。議会報告会、反問権、市民に開かれた議会への取り組みなど。</p>	<p>令 ー</p> <p>市 □</p> <p>公 条例制定の目的を明記したものであり、現時点では見直すべきところは無い。</p> <p>共 ー</p> <p>維 市民に興味を持ってもらえるような議会にするために、反問権、議会報告会、意見交換会、広報などに取り組んでいく。</p>	<p>令 B</p> <p>市 ー</p> <p>公 ー</p> <p>共 B</p> <p>維 B</p>



## 第2章 議会及び議員の活動原則

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>(議会の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 条文に従い、取り組んでいる。</p> <p>共 —</p> <p>維 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 現時点では見直すべきところはない。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 —</p>	<p>令 B</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 —</p> <p>共 —</p> <p>維 —</p>
<p>(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p>	<p>令 全協での一部案件の議事録公開とHPでの報告</p> <p>市 議事録の公開、市議会だよりへのQRコード掲載</p> <p>公 条文に従い、取り組んでいる。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 委員会の公開が不十分である。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 今後ライブ配信も検討されている。</p>	<p>令 公正性及び透明性への意識を常に抱く。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 現時点では見直すべきところはない。</p> <p>共 委員会のweb中継などを行うと良いと思う。</p> <p>維 傍聴機会の積極的創出</p>	<p>令 B</p> <p>市 A</p> <p>公 —</p> <p>共 B</p> <p>維 C</p>

<p>(2) 市民の意見を把握し、市政に反映させるための運営に努めること。</p>	<p>令 ①各種団体（自治体・学童クラブ等）や高校大学・民間団体との意見交換会開催②8回にわたる議会報告会を開催 市 意見交換会 公 条文に従い、取り組んでいる。 共 <input type="checkbox"/> 維 市民の意見聴取が十分でない。</p>	<p>令 議会として、政策立案又は政策提言を行うまでに至っていない。 市 意見は受け取るが、政策反映するための仕組みづくりが課題 公 <input type="checkbox"/> 共 議会との意見交換会を実施し、市民の意見把握に努めているが意見交換会の認知度は、まだまだ低いと思う。 維 市民と政治の間の距離が大きい印象</p>	<p>令 政策立案又は政策提言の仕組みづくりを行う。 市 政策立案機能の強化のための仕組みづくり 公 現時点では見直すべきところはない。 共 <input type="checkbox"/> 維 市民の政治参加への啓発活動、SNS活用により次世代の主権者教育普及</p>	<p>令 B 市 B 公 — 共 B 維 C</p>
<p>(3) 市長等の市政運営の監視及び評価を行うこと。</p>	<p>令 一般質問、委員会質問等で監視・評価 市 <input type="checkbox"/> 公 条文に従い、取り組んでいる。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 よく是々非々と言うが、非の部分をしっかり批判しているのだろうか。非があるなら、反対したら良いと思う。 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 現時点では見直すべきところはない。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A 市 A 公 — 共 C 維 B</p>

<p>(4) 合議制の機関として、議員間の自由な討議を尊重し、議会全体の合意形成を目指すこと。</p>	<p>令 議員間討議の試みが行われた。 市 <input type="checkbox"/> 公 条文に従い、取り組んでいる。 共 <input type="checkbox"/> 維 討論を活発化している。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 討議にならないという印象が強い。 維 議案や陳情に反対するときに必ずしも反対討論が行われていない。</p>	<p>令 議員間討議が活発に行われる方策を研究する。 市 <input type="checkbox"/> 公 現時点では見直すべきところはない。 共 <input type="checkbox"/> 維 反対するからには反対討論を必ず行っていく。</p>	<p>令 B 市 A 公 — 共 C (D) 維 C</p>
<p>(議員の活動原則) 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 条文に従い、取り組んでいる。 共 — 維 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 議員の活動原則は、自己評価が難しいものだと思う。常に念頭に置き、頑張ろうと思う。 維 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 現時点では見直すべきところはない。 共 <input type="checkbox"/> 維 —</p>	<p>令 B 市 <input type="checkbox"/> 公 — 共 C 維 —</p>

<p>(1) 議会は言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</p>	<p>令 議員間討議の試みが行われた。  市 <input type="checkbox"/>  公 条文に従い、取り組んでいる。  共 <input type="checkbox"/>  維 自由な討議は許容されており、風通しも良い。</p>	<p>令 <input type="checkbox"/>  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 発言が不十分な時がある。</p>	<p>令 議員間討議が活発に行われる方策を研究する。  市 <input type="checkbox"/>  公 現時点では見直すべきところはない。  共 <input type="checkbox"/>  維 発言を活発化させていく取り組みが必要。</p>	<p>令 B  市 A  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 B</p>
<p>(2) 市政全般についての課題及び市民の意見を把握し、自己の能力を高める不断の研鑽さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をする事。</p>	<p>令 調査研究、研修に努めている。  市 議員力UP研修等  公 条文に従い、取り組んでいる。  共 <input type="checkbox"/>  維 市民の意見を聞くよう努力し、勉強会などにも参加している。</p>	<p>令 市政全般の課題や市民の意見を的確に把握していく必要がある。  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 更なる努力が必要</p>	<p>令 常に自己研鑽に努める。  市 常に資質を高めるべく努める。  公 現時点では見直すべきところはない。  共 <input type="checkbox"/>  維 尾張旭市の今後の方向性をしっかり把握したうえで、行政視察やセミナーなどの選択をしていく。</p>	<p>令 B  市 B  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 B</p>

<p>(3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>	<p>令 活動している。 市 <input type="checkbox"/> 公 条文に従い、取り組んでいる。 共 <input type="checkbox"/> 維 活動できる範囲は活動している。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 個人の繋がりに頼る面が多く、市外で働く市民等、市民全体へのアクセスが不十分</p>	<p>令 — 市 一見一部の利益に見えるテーマにも全体の利益として変換する思考を意識的に努める。 公 現時点では見直すべきところはない。 共 <input type="checkbox"/> 維 市外で働く市民へのアクセスを強化</p>	<p>令 A 市 B 公 — 共 <input type="checkbox"/> 維 B</p>
<p>(会派) 第4条 議員は、政策等を同じくする2人以上をもって会派を結成することができる。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 会派を結成しており、現時点(令和5年5月～)では無会派はいない。 共 <input type="checkbox"/> 維 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 会派の位置付け(役割・意義、交渉会派等)をさらに明確にする必要がある。 共 <input type="checkbox"/> 維 —</p>	<p>令 A 市 <input type="checkbox"/> 公 B 共 <input type="checkbox"/> 維 —</p>
<p>2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 取組項目ではないため、評価対象外 共 <input type="checkbox"/> 維 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 —</p>	<p>令 A 市 <input type="checkbox"/> 公 — 共 <input type="checkbox"/> 維 —</p>

<p>(1) 議員の活動を支援すること。</p>	<p>令 会派として議員の活動を支援している。 市 □ 公 取り組んでいる。 共 □ 維 少人数の会派では、マンパワー不足</p>	<p>令 — 市 □ 公 □ 共 議会全体の評価と、各会派の評価と、議員個々の評価があると思う。議会全体として協力し合える雰囲気は大事にしたい。 維 □</p>	<p>令 — 市 □ 公 さらに努力する。 共 □ 維 必要に応じた一般事務の専属支援員配置</p>	<p>令 A 市 A 公 B 共 B 維 C</p>
<p>(2) 政策の立案及び提言並びに議案の審議及び審査のための調査研究を行うこと。</p>	<p>令 会派としての事業提言や先進自治体や研修会に参加 市 □ 公 国や各市町の状況把握に努め、要望書提出や議会質問で取り上げている。 共 □ 維 出来ていない。</p>	<p>令 — 市 □ 公 □ 共 議会全体の評価と、各会派の評価と、議員個々の評価があると思う。議会全体として協力し合える雰囲気は大事にしたい。 維 スキームのルール確立が必要</p>	<p>令 — 市 □ 公 今後も政策立案や提言、議案審査等のための調査研究に努める。 共 □ 維 特別委員会、公式の有志グループなど組織化を検討</p>	<p>令 A 市 A 公 B 共 B 維 C</p>

<p>(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。</p>	<p>令 代表者会や議運等で調整や連携協力 市 □ 公 努力している。 共 □ 維 代表者会議にて協議、調整を行っている。</p>	<p>令 — 市 □ 公 □ 共 円滑が、必ずしも良いとは限らないのではないかと。うまくあてはまる表現があるなら、条文の変更を検討したほうが良いかもしれない。 維 取り組む内容により数の力が散見される。</p>	<p>令 — 市 □ 公 積極的に行う必要性がある。 共 条例改正 維 □</p>	<p>令 A 市 A 公 C 共 B 維 C</p>
---	---	---	---	--

### 第3章 市民と議会の関係

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>（会議の公開） 第5条 議会は、市民に開かれた議会運営とするため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則として公開する。</p>	<p>令 公開している。 市 □ 公 従来の公開の他に音声配信を実施 共 □ 維 傍聴を受け入れ、ライブ配信、録音の公開、議事録の公開などを行っている。</p>	<p>令 — 市 □ 公 □ 共 全員協議会などが非公開となっているが、理由をどこかに明示しておく必要があるのではないかと。 維 委員会のライブ配信及び録画の公開が未実施。アクセス数</p>	<p>令 — 市 委員会のライブ中継の実現 公 常任委員会・議会運営委員会のライブ映像配信を積極的に進めること 共 □ 維 委員会の完全公開化、視聴してもらえる工夫</p>	<p>令 A 市 B 公 C 共 B 維 C</p>

<p>2 議会、委員会を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。</p>	<p>令 努めている。  市 どの会議を対象とするのかについて解釈に幅があり、評価しかねる。  公 政治倫理審査会の公開  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 全員協議会の公開を検討しては？  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A  市 —  公 B  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p>
<p>(市民参加及び市民との連携)  第6条 議会は、市民に対して積極的に議会に関する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p>	<p>令 市議会だよりやホームページにより議会の情報を発信している。  市 <input type="checkbox"/>  公 条文に従い、取り組んでいる。  共 <input type="checkbox"/>  維 議会だより、ホームページなどにより公開</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 ケーブルテレビの本会議中継は復活を考えても良いと思う。Web中継は、自ら見に行かなければ見られないため。  維 議会だよりをどの程度見てもらっているか。ウェブサイトでの閲覧数</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 市民に開かれ市民参加を促進するための具体的な取り組みとして、公聴会及び参考人制度の検討してはどうか？  共 ケーブルテレビの中継  維 読みたくなる議会だより、興味の持てる議会運営に向けた取り組みが必要</p>	<p>令 A  市 —  公 B  共 C  維 C</p>



<p>2 議会は、政策立案、政策提言等に反映させるため、市民との多様な意見交換の場を設けるものとする。</p>	<p>令 ①各種団体（自治体・学童クラブ等）や高校大学・民間団体との意見交換会開催②8回にわたる議会報告会を開催 市 <input type="checkbox"/> 公 条文に従い、取り組んでいる。 共 <input type="checkbox"/> 維 申し込みによる意見交換会の実施</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 意見交換会の認知度が、まだ低いと思う。 維 申し込んでいただけない方との意見交換が少ない。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 意見交換会の周知 維 意見交換会のアウトリーチ化</p>	<p>令 A 市 — 公 B 共 C 維 C</p>
---	---	--	---	--

<p>(議会報告会・意見交換会)</p> <p>第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を開催する。</p>	<p>令 議会報告会及び意見交換会を実施している。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 コロナ禍においてもネット配信での議会報告会の開催ができた。意見交換会では連合自治会・高校・大学・学童クラブとの開催ができた。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 コロナ禍により議会報告会が滞っている。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 市民は議会報告会では議会報告はあまり関心がなく、意見交換を求める声が多かった。</p> <p>共 議会報告会は、うまくいっていない。議会の出した結論が、各議員の意見と合致しない場合もあり、それを市議会の結論として、意見の違う議員も議会を代表して報告するのは、苦しみがある。議会全体として納得して出した結論があれば報告会でも良いが、無理があると思う。</p> <p>維 議会報告会を開いても参加者が少なく、決まった人ばかり参加する可能性</p>	<p>令 職場や、組合、経営者団体との意見交換会の開催</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 今後も多様な団体との意見交換会を積極的に努めること。議会報告会の内容、ネーミングを検討する必要がある。</p> <p>共 違う形が良いと思う。</p> <p>維 議会報告会、意見交換会に参加して頂けるようSNS活用、リモート等創意工夫と努力が必要</p>	<p>令 B</p> <p>市 A</p> <p>公 B</p> <p>共 D</p> <p>維 D</p>
--	--	---	--	--

<p>(広報・広聴)</p> <p>第8条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して「市議会だより」をはじめとする積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得た市民の声を議会活動に反映するものとする。</p>	<p>令 「市議会だより」をはじめとする積極的な広報及び広聴に努めた。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 市議会だより、および市議会HPで広報を行っている。市議会だよりでは一般質問の紙面拡大、QRコードを掲載し動画配信を始めた。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 市議会だよりが発行されている。</p>	<p>令 個人の活動で得た要望を議会として吸い上げる仕組みがない。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 市議会だよりの充実</p> <p>共 広報・広聴は、市も模索している課題だと思う。</p> <p>維 市議会だよりやウェブサイトに対するリアクションを把握できていない。</p>	<p>令 ー</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 市議会に関心を持ってもらえるような広報、および市民の声を市政に反映するための広聴に努める。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 発想を広げ、失敗を恐れず遊び心のある特典を付けるなどして、市議会への意見を収集する。</p>	<p>令 B</p> <p>市 A</p> <p>公 B</p> <p>共 B</p> <p>維 C</p>
<p>2 議会は、市民が市政に関心を持つよう各議員の採決に対する態度を公表し、議員の活動に対する市民の評価が的確になされるよう議会広報活動に努めるものとする。</p>	<p>令 市議会だよりやホームページにより各議員の議案に対する対応を公表している。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 実施している。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 採決結果は市議会だよりに掲載されている。その他情報はウェブサイトに掲載</p>	<p>令 ー</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 単に賛否は、明らかにされているが、それだけでは関心を持ってもらえないのではないかと思う。</p> <p>維 討論内容、意見などはホームページを見ないとわからない。</p>	<p>令 ー</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 引き続き行う。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 採決理由にアクセスしやすくする工夫が必要</p>	<p>令 A</p> <p>市 A</p> <p>公 A</p> <p>共 B</p> <p>維 C</p>

<p>(趣旨説明制度)</p> <p>第9条 議会は、請願及び陳情を市民等からの提案及び意見であると捉え、請願及び陳情の提出者から申出があれば、審査の折に趣旨説明を行う機会を設ける。</p>	令	趣旨説明を行う機会を設けている。	令	—	令	—	令	A
	市	<input type="checkbox"/>	市	<input type="checkbox"/>	市	<input type="checkbox"/>	市	A
	公	実施している。	公	<input type="checkbox"/>	公	引き続き行う。	公	A
	共	できている。	共	<input type="checkbox"/>	共	<input type="checkbox"/>	共	A
	維	趣旨説明は行われている。	維	事務的であると感じる。	維	<input type="checkbox"/>	維	B

#### 第4章 議会と市長等の関係

条文	取組状況	課題	今後の取組 (対策)	評価
第10条 議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。	令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 取組項目ではないため、評価対象外 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>	令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>	令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>	令 A 市 A 公 — 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>
(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。	令 一問一答の方式で行っている。 市 <input type="checkbox"/> 公 実施している。 共 <input type="checkbox"/> 維 一問一答形式がほとんどである。	令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 一問一答で、論点を明確にするという、質問者側の意識があるだろうか。 維 慣例上、市長への質問は代表質問しかできないという申し合わせ?疑問	令 — 市 一括質問、一括答弁の選択肢を残し続けるべきなのかどうか。 公 引き続き行う。 共 <input type="checkbox"/> 維 全ての定例会に置いて、答弁は市長を含む理事者側に委ねるようにする。	令 A 市 A 公 A 共 B 維 C

<p>(2) 本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して確認権（反問権）を行使することができる。</p>	<p>令 確認権（反問権）を行使している。  市 <input type="checkbox"/>  公 最近は行使されていないが反問権の行使が認められている。  共 <input type="checkbox"/>  維 反問権は設定されている。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 反問権の行使の事例は、ほとんどない。  維 ほとんど行使されていない。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 引き続き行う。  共 <input type="checkbox"/>  維 反問権を遠慮なく行使して頂くよう、執行部へ申し出していく。</p>	<p>令 A  市 A  公 A  共 —  維 C</p>
<p>（議会審議における論点情報の形成）  第11条 議会は、市長等が提案する重要な政策について市民に開かれた議論を行うため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 取組項目ではないため、評価対象外  共 質問者のセルフチェック事項となっている。と思う。  維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A  市 —  公 —  共 —  維 <input type="checkbox"/></p>
<p>(1) 政策等を必要とする背景</p>	<p>令 求めている。  市 <input type="checkbox"/>  公 担当課より資料の提出や必要な場合は説明を受けている。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 引き続き行う。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A  市 A  公 A  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p>

<p>(2) 提案に至るまでの経緯</p>	<p>令 求めている。 市 <input type="checkbox"/> 公 担当課より資料の提出 や必要な場合は説明を受け ている。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 引き続き行う。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A 市 A 公 A 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>
<p>(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討</p>	<p>令 求めている。 市 <input type="checkbox"/> 公 担当課より資料の提出 や必要な場合は説明を受け ている。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 引き続き行う。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A 市 A 公 A 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>
<p>(4) 市民参加の実施の有無とその内容</p>	<p>令 求めている。 市 <input type="checkbox"/> 公 担当課より資料の提出 や必要な場合は説明を受け ている。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 引き続き行う。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A 市 A 公 A 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>

(5) 総合計画との整合性	令 求めている 市 <input type="checkbox"/> 公 担当課より資料の提出 や必要な場合は説明を受け ている。 共 <input type="checkbox"/> 維 出来つつある。	令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>	令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 引き続き行う。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>	令 A 市 A 公 A 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>
(6) 財源措置	令 求めている 市 <input type="checkbox"/> 公 担当課より資料の提出 や必要な場合は説明を受け ている。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>	令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>	令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 引き続き行う。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>	令 A 市 A 公 A 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>
(7) 将来にわたる費用及び効果	令 求めている 市 <input type="checkbox"/> 公 担当課より資料の提出 や必要な場合は説明を受け ている。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>	令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>	令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 引き続き行う。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>	令 A 市 A 公 A 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/>

<p>(予算及び決算の施策説明)</p> <p>第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。</p>	<p>令 説明がされている。 市 <input type="checkbox"/> 公 重点事業の概要や補正予算の概要、また主要施策成果報告書等の資料が提出され、必要な場合は担当課より説明を受けている。 共 質問者のセルフチェック事項となっている。と思う。 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 引き続き行う。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A 市 A 公 A 共 — 維 <input type="checkbox"/></p>
<p>(議決事件の拡大)</p> <p>第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。</p>	<p>令 特に議決事件の追加はない。 市 <input type="checkbox"/> 公 積極的に実施できていない。 共 検討されていない。 維 予算の修正を積極的にするように、ということですか？</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 調査研究を行う。 市 ノーマークだったため、意識していくことから。 公 議会の権能（権限）の強化を図るためにも、通年議会の調査研究が必要である。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 B 市 D 公 C 共 D 維 <input type="checkbox"/></p>



<p>2 前項に規定する議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 調査研究を行う。 市 ノーマークだったため、意識していくことから。 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 B 市 D 公 — 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>
---	--	--	---	--

第5章 議員間討議の実施

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>(議員間討議の実施及び議会の合意形成) 第14条 議会は、議員間の自由な討議による会議の運営に努めるものとする。</p>	<p>令 議員間討議は実施している。 市 <input type="checkbox"/> 公 実施しているが活発ではない。 共 <input type="checkbox"/> 維 議員間討議は限られた方のみ行っている印象</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 活発には行われていない。 共 議員間討議は、うまくいっていない。 維 議員間討議が議決に反映されないため、活発になりにくい。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 条文に従い取り組む。 共 <input type="checkbox"/> 維 議員間討議があったときは、市議会だよりやウェブサイトの特集ページを組んでみてはどうか。</p>	<p>令 A 市 A 公 B 共 D 維 C</p>

<p>2 議会は、委員会において、議案及び市民からの提案に関して審査し結論を出す場合は、議員間の議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。</p>	<p>令 議員間討議は実施している。 市 <input type="checkbox"/> 公 予算決算特別委員会等で議員間討議ができていない。 共 <input type="checkbox"/> 維 議員間討議は限られた方のみ行っている印象</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 議員間討議が議決に反映されないため、活発になりにくい。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 自由討議を充実させるための実施要領等の検討が必要である。 共 <input type="checkbox"/> 維 議員間討議があったときは、市議会だよりやウェブサイトの特集ページを組んでみてはどうか。</p>	<p>令 A 市 A 公 C 共 <input type="checkbox"/> 維 C</p>
---	--	---	---	---

## 第6章 委員会の活動

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>第15条 委員会は、審査に当たり、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。</p>	<p>令 質問の事前通告に努め、答弁の内容充実を図っている。 市 <input type="checkbox"/> 公 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 共 <input type="checkbox"/> 維 委員会にて議論を行っている。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 政策立案、提言について、委員会での意識付けが薄いかもしれない。1年任期では難しいのではないかと思う。 維 質問で終わりやすく、委員各位の態度が分かりにくい。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 委員会の2年任期 維 委員それぞれの立場を明確にしたうえで、議論を行う。</p>	<p>令 A 市 A 公 — 共 C 維 C</p>

<p>2 委員会は、その所管に属する事務について、調査研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案、政策提言等を行うよう努めるものとする。</p>	<p>令 委員会の行政視察等で先進事例を研究し、政策立案に努めている。</p> <p>市 調査研究を行ったが政策提言に至らなかった。</p> <p>公 政策提言のための調査研究を行ったが結論に至らず課題が残る。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 行政視察などを行っている。</p>	<p>令 —</p> <p>市 委員会の取り組みを議会全体とする仕組みがなかった。</p> <p>公 委員会として、市民意見の把握や政策の提言・立案へと繋げていく仕組みや取り組みが十分でない。また常任委員の任期1年では時間的に無理がある。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 行政視察が、政策立案、政策提言などに直結させることが必要</p>	<p>令 —</p> <p>市 議会みらい創造特別委員会で仕組みづくりを協議中</p> <p>公 議会みらい創造特別委員会で議論する。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 視察先の検討、選定にもっと時間をかけるべきである。</p>	<p>令 A</p> <p>市 C</p> <p>公 C</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 C</p>
--	--	---	--	---

第7章 議会改革

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>第16条 議会は、公正かつ透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとする。</p>	<p>令 委員会の音声のホームページでの公開、タブレットの導入など、議会改革に取り組んでいる。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 最近ではタブレット導入をはじめ、たゆまない議会改革を目指している。2022年度は早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革総合ランキングが126位に。(前年度は292位)</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 特別委員会の設置などにより改革に取り組んでいる。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 引き続き議会改革に取り組む。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 B</p> <p>市 A</p> <p>公 B</p> <p>共 B</p> <p>維 C</p>

<p>(議会のあり方検討会の設置)</p> <p>第17条 議会は、議会のあり方及び課題について研究し、改善策及び解決策について協議・検討するため、議会のあり方検討会を設置することができる。</p>	<p>令 現在、設置できていない。しかし、あり方検討会に代わる会議を行っている。</p> <p>市 設置はできるが、結論に対する効力がなく議会改革には至っていない。</p> <p>公 条文に従い新たな取り組みを検討する。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 検討会では決まらないことから、議会のあり方検討会が実施されず。</p> <p>共 あり方検討会の設置は、できる規定だが、特別委員会のほうが良いのではないかという意見が強いように見られる。改正が必要だろうか。</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —</p> <p>市 会での結論に実効性を担保する仕組みが必要</p> <p>公 議会のあり方検討会を廃止し、議会みらい創造特別委員会を設置する。</p> <p>共 条例改正</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A</p> <p>市 B</p> <p>公 C</p> <p>共 C</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>
---	--	---	--	---

## 第8章 政務活動費

条文	取組状況	課題	今後の取組 (対策)	評価
<p>(政務活動費に関する透明性の確保)</p> <p>第18条 議員は、政務活動費の執行に当たり、尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）等を遵守し、適正かつ有効に執行しなければならない。</p>	<p>令 政務活動費の不正流用の再発防止に向け申し合わせ事項の改善をした。</p> <p>市 できていなかった。</p> <p>公 政務活動費不正問題再発防止のため、さらなる透明性確保の仕組みを検討。個人支給のシミュレーションを試行している会派もある。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 不正が発覚し、改善の途上と言える。多くの議員の実践は選挙後の、今期からになっている。</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 改善策を誠実に実行する。</p> <p>市 ・適正に執行できるように会派費の自動徴収を無くし、領収書の原本保存をしている。</p> <p>・執行案件を見直し、必要事項を追記した。</p> <p>公 条例を遵守し、透明性の確保に努める。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A</p> <p>市 D</p> <p>公 B</p> <p>共 C</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>

<p>2 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書、領収書及び視察又は研修に係る調査報告書を公表する。</p>	<p>令 収支報告書、領収書及び視察又は研修に係る調査報告書を公表している。 市 できていなかった。 公 市議会だよりとHPで公表している。 共 <input type="checkbox"/> 維 出来ていると思う。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 条例を遵守し厳格に執行していく。 公 引き続き公表する。議員個人でも説明を果たせるようにする。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A 市 D 公 B 共 <input type="checkbox"/> 維 A</p>
--	---	--	--	---

### 第9章 議会機能の充実強化

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>(議会事務局の体制) 第19条 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>令 法務機能の強化ができていないと感じる。 市 <input type="checkbox"/> 公 円滑かつ効率的な議会運営が行われるよう努めている。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 議会事務局職員の増員はされていない。 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 必要に応じて検討する。 市 負担が重たい状況も感じており配置強化の検討も継続して行う。 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 増員の必要性を検討すべき。</p>	<p>令 C 市 A 公 B 共 C 維 B</p>

<p>(議会図書の実)</p> <p>第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言等に資するため、議会図書室の図書並びに議会及び行政に関する資料の充実に努め、これを有効に活用しなければならない。</p>	<p>令 議会図書に関しては充実している。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 議会事務局において、有効的に活用されるよう配置などを工夫している。</p> <p>共 議会図書室は、改善が進んだと思う。市立図書館との連携もはかられた。</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 もっと図書を利用する。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 有効に活用するよう努める。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 設置場所を検討し多角的利用法とて市民開放も積極的に広報すべき。</p>	<p>令 B</p> <p>市 A</p> <p>公 B</p> <p>共 B</p> <p>(A)</p> <p>維 B</p>
<p>(議員研修)</p> <p>第21条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p>	<p>令 議員研修はしている。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 議員研修は行われている。</p> <p>共 江藤先生が来る。</p> <p>維 新人議員研修などを積極的にやっている。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 議員の政策立案には生かされていないのが現状</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 対象が新人議員のみに限定されている。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 政策立案等にどうつなげていくのか検討しては？</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 対象を全議員の希望者とする。</p>	<p>令 A</p> <p>市 A</p> <p>公 B</p> <p>共 B</p> <p>(A)</p> <p>維 B</p>

<p>2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会の開催に努めるものとする。</p>	<p>令 行っている。  市 専門家の研修はあるが、市民等との研修は行っていない。  公 専門家による議員研修は行われている。  共 <input type="checkbox"/>  維 議会改革の専門家などに研修をお願いしている。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 市民等との研修会は、計画されていない。  維 市民と一緒に研修会が必要</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 研修の充実を図る。  共 <input type="checkbox"/>  維 対象を限定しない研修会を開催する。</p>	<p>令 A  市 B  公 B  共 D  維 B</p>
--	---	---	--	--



第10章 議員の政治倫理

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>第22条 議員は、品位及び品格を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、その使命の達成に努めなければならない。</p>	<p>令 議員政治倫理要綱を定め、品位及び品格を損なわないよう行動するよう努めている。</p> <p>市 品位品格を損なう行為があったため、政倫審を開く案件発生</p> <p>公 政倫審の設置。コンプライアンス研修などを通して、議員の責務を再確認し使命の達成に努めている。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 市民の代表であることを深く自覚し、品位及び品格を損なわないよう行動する必要がある。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 大きくは各人の、セルフチェック事項と思う。しかし、政務活動費不正の調査に際し、OB OGの議員の力も借りて、事実関係を明らかにした。尾張旭市議会は、今回は、自浄能力を発揮できたと思う。</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 市政に対する市民の信頼に応えるため、高い倫理観と品位の保持に努める。</p> <p>市 各自が襟を正し、品位・品格ある行為に努める。</p> <p>公 市民の代表者として、一層高い政治倫理の確立に向けて継続的に取り組む必要がある。研修の強化</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 B</p> <p>市 D</p> <p>公 C</p> <p>共 一</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p>

<p>(議員定数)</p> <p>第23条 議会は、議員定数について、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の意思を市政へ十分に反映させるため、活発な議論が行われるものとなるよう検討しなければならない。</p>	<p>令 議員定数の議論があったが、結論に至らなかった</p> <p>市 効率化に重きが置かれ、削減傾向にある。</p> <p>公 議会運営委員会において、議員定数について検討した。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 出来ていない。</p>	<p>令 —</p> <p>市 広く市民意志を反映するために、十分な審議を尽くすための会議体の適正規模への視点が薄い。</p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 難しい議論だと思う。</p> <p>維 市民意見の聴取を継続的に出来ていない。</p>	<p>令 —</p> <p>市 現員数のままでいる工夫として委員会の枠組みを検討していく。</p> <p>公 任期4年の間に1度は議論していく。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 期中の検討時期を定め議論する。</p>	<p>令 B</p> <p>市 B</p> <p>公 B</p> <p>共 —</p> <p>維 D</p>
<p>2 議員定数に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 現時点では特にない。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 A</p> <p>公 —</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 —</p>
<p>(議員報酬)</p> <p>第24条 議会は、議員報酬について、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に検討しなければならない。</p>	<p>令 報酬審議会の決定に準じている。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 議員報酬については特別職報酬等審議会の答申内容に基づいて検討を行っている。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 随時見直している。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 難しい議論だと思う。</p> <p>維 将来予測と展望が考慮に入れられているという印象はない。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 引き続き行なう。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 報酬額の増減には、市全体の予測に基づき、成果報酬的要素を入れて、根拠を明確にする必要がある。</p>	<p>令 A</p> <p>市 A</p> <p>公 B</p> <p>共 —</p> <p>維 C</p>
<p>2 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 評価対象外</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 A</p> <p>公 —</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 —</p>

第11章 災害時の対応

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>(災害時の議会対応)</p> <p>第25条 議会は、災害が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るように努めなければならない。</p>	<p>令 マニュアルが作られている。</p> <p>市 □</p> <p>公 尾張旭市議会における災害発生時の対応要領、尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアルに基づき対応する。</p> <p>共 □</p> <p>維 ある程度の規定はある。</p>	<p>令 —</p> <p>市 □</p> <p>公 新型コロナウイルス感染症対策で議会での新たな対応が必要</p> <p>共 改選後に議員の防災訓練が必要だと思う。</p> <p>維 有事の対応に不安あり。</p>	<p>令 —</p> <p>市 □</p> <p>公 ・議会審議を継続するための条例整備等の検討が必要。新型ウイルス等の感染症拡大時における対応として条文中の災害が発生したときは⇒「災害発生、感染症まん延等のときは、」に改正する必要がある。</p> <p>・タブレット端末の災害時の活用を検討する。</p> <p>・「災害発生時における議会の対応に関しては、別に定める。」との条文を追加しては？</p> <p>共 議会防災訓練</p> <p>維 訓練や規定の確認を定期的に行っていく。</p>	<p>令 A</p> <p>市 A</p> <p>公 B</p> <p>共 —</p> <p>維 C</p>

<p>2 議員は、災害時の組織体制、議員の役割及び行動方針を確認するなど、平常時においても災害に対する注意と準備を怠らないものとする。</p>	<p>令 準備している。  市 <input type="checkbox"/>  公 条文に従い取り組んでいる→非常時におけるオンライン会議開催ができた(研修等で)。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A  市 A  公 B  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p>
---	--	--	--	--

第12章 検証及び見直し

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>第26条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、随時、この条例の施行の状況を検証するとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。</p>	<p>令 前回の選挙後に、新人議員に条例の説明会を開催。今回選挙後に、条例の が達成されているかの条例 評価シートで確認を行っている。 市 <input type="checkbox"/> 公 改選後の評価、検証に 取組中 共 今、実践している。 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 条文に従い実施する。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A 市 — 公 B 共 B 維 <input type="checkbox"/></p>
<p>2 議会は、前項の検討の結果に基づき、見直しが必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 必要に応じて実施する。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 条文に従い実施する。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A 市 — 公 B 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>

第13章 委任

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>第27条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 ・必要があれば定める。 ・「合理的配慮等を要する議員に対しては、本人の意思を尊重し、適切な対応を講じること。」を規定する。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A 市 — 公 — 共 — 維 <input type="checkbox"/></p>

委員会提案第 号

尾張旭市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和 年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市議会議員の請負の状況の公表に関し必要な事項を定めるため必要があるからである。

尾張旭市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、尾張旭市議会議員（以下「議員」という。）が尾張旭市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における尾張旭市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。



## 〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）

## （目的）

第1条 この条例は、〇〇市議会議員（以下「議員」という。）が〇〇市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

## （報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における〇〇市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

## (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

## (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(前条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

## 委員会のライブ中継・録画配信の試行について

---

### 1 配信方法

YouTube を活用し、ライブ配信及び録画配信を実施

### 2 試行実施日及び委員会名等

- (1) 令和5年9月14日（木）  
福祉文教委員会、予算決算特別委員会福祉文教分科会
- (2) 令和5年9月15日（金）  
都市環境委員会、予算決算特別委員会都市環境分科会
- (3) 令和5年9月19日（火）  
総務委員会、予算決算特別委員会総務分科会
- (4) 令和5年9月20日（水）～22日（金）（予備日）  
各分科会
- (5) 令和5年9月26日（火）  
予算決算特別委員会（全体会）

### 3 Zoom 配信と YouTube 配信の違い

配信媒体	Zoom	YouTube
録画配信	×	○
同時視聴可能人数	最大100名	制限なし

### 4 視聴可能者について

YouTube 配信を行うことで同時視聴可能人数の制限はなくなるが、試行中はこれまでの Zoom 配信と同様に視聴可能者は議員及び理事者に限定する。

### 5 本格実施について

試行結果を検証し、令和5年12月定例会から開始予定とする。